

香芝市告示第90号

香芝市介護保険条例第7条の規定により、介護保険料納入通知書（決定通知書）を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2第2項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

令和6年7月31日

香芝市長 三橋和史

送達を受けるべき者
略